

庄内みどり農業協同組合
酒田市介護予防・日常生活支援総合事業における
訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）運営規程

平成29年2月27日制定

【事業の目的】

第1条 庄内みどり農業協同組合が開設するJA庄内みどり福祉センター（以下「事業所」という。）が行う、酒田市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）（以下「事業」という。）の事業は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

【運営の方針】

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、酒田市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
3 訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。
4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
5 前各項のほか、酒田市が定める基準及びその関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 JA庄内みどり福祉センター
- 二 所 在 地 酒田市熊手島字道の下熊興屋17番1

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者（訪問事業責任者） 1名以上
サービス提供責任者（訪問事業責任者）は、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等（従業者） 2. 5名以上（常勤換算）
訪問介護員等（従業者）は、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）計画等に基づき、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供にあたる。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月31日から1月4日までを除く
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 前各号のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の内容】

第6条 訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護に関する内容（指定介護予防訪問介護相当のみとする）
 - ・食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他必要な身体介助
- 二 生活援助に関する内容
 - ・調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物、その他必要な日常生活に関する支援

【利用料等】

- 第7条 訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）を提供した場合の利用料の額は、酒田市が定める第一号事業支給費の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。
- 2 訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、酒田市とする。

【衛生管理等】

- 第9条 訪問介護員等（従事者）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なうものとする。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
 - 3 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

【虐待防止に関する事項】

- 第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、訪問介護員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター、酒田市に通報するものとする。

【業務継続計画の策定等】

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【ハラスメント対策】

- 第12条 事業所は、適切な訪問型サービスの提供を確保する観点から、事業所及び事業所関係者以外のサービス利用者等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じるものとする。

【緊急時等における対応方法】

第13条 事業所の訪問介護員等（従事者）は、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

【事故発生時の対応】

第14条 事業所は、利用者に対する訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供により事故が発生した場合は、速やかに酒田市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

【苦情処理】

第15条 事業所は、訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

【秘密保持】

第16条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

2 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、なくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得ておくものとする。

【記録の整備】

第17条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する訪問型サービス（指定介護予防訪問介護相当、訪問型サービスA）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 繼続研修 年1回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は代表理事組合長が定めるものとする。

【規程の改廃】

第19条 本規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和4年4月1日から施行する。